

## 第 27 号議案

豊川市職員退職手当支給条例の一部改正について

豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 2 月 19 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

豊川市職員退職手当支給条例（昭和 30 年豊川市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「その給料」を「その退職の日におけるその者の給料」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第 2 項中「次条」を「以下この項、次条」に、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第 5 条の 6 第 4 項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

1 1 年以上 25 年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者（同法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとお

りとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第4条の見出しを「(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(3) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

(4) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(5) 25年以上勤続し、その者の非違によることなく退職の勧奨を受けて退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の表以外の部分中「第4条第1項」を「第3条第1項第3号及び第4条第1項(第1号を除く。)」に改め、「25年以上勤続し、」を削り、「25年以上で」を「20年以上で」に、「10年」を「15年」に、「同項」を

「第3条第1項、第4条第1項」に改め、同条の表中「第4条第1項」を「第3条第1項及び第4条第1項」に、「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第5条の5の表中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第5条の6第4項第1号中「自己都合退職者（第2条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第5条の8第1項中「退職の日におけるその者の給料月額」を「退職日給料月額」に改める。

第6条第5項ただし書中「退職の日におけるその者の給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

---

#### 理 由

この案を提出するのは、退職手当制度の適正化を図るため定年前早期退職に係る特例措置の拡充等を行うとともに、地方独立行政法人法の一部改正に伴い所要の規定の整備を行う必要があるからである。